

野球場等の遊び場開放に関する要綱

(平成20年3月31日 区長決定)
(平成24年3月21日 一部改正)
(令和2年6月17日 一部改正)
(令和7年1月6日 一部改正)
(令和8年6月1日 一部改正)

(目的)

第1条 この要綱は、東京都板橋区立体育施設条例（平成9年板橋区条例第20号。以下「条例」という。）別表第2に掲げる施設のうち次条の施設について有効活用を図り、地域住民へ遊び場として開放するため、利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 開放対象施設は、次のとおりとする。

- (1) 小豆沢野球場
- (2) 城北野球場
- (3) 徳丸ヶ原野球場
- (4) 東板橋公園運動場
- (5) 高島平多目的運動場
- (6) 赤塚体育館少年運動場

(開放の条件)

第3条 前条に定める対象施設を遊び場として開放する場合は、開放予定日の前日までに対象施設に対する利用申請がないことを条件とする。ただし、開放予定日の前日が休業日（条例第5条に規定する休業日をいう。以下同じ。）の場合は、その休業日の前日までとする。

(利用対象者)

第4条 対象施設を遊び場として開放する場合は、子どもの遊び場として開放するものとし、施設を利用できるのは中学生以下の者とする。ただし、親子での利用及び引率の大人の利用は妨げない。

(開放の時間帯等)

第5条 開放の時間帯等は、次のとおりとする。

- (1) 対象施設の利用申請がない時間帯（2面以上ある施設の場合は、全ての面に利用申請がない場合）とし、対象施設の利用時間区分により開放する。ただし、高島平多目的運動場については、多目的運動場は半面以上又はフットサルコートは2面以上に利用申請のない場合とする。
- (2) 11月から2月までの間は午前9時から午後4時まで、3月から10月までの間は午前9時から午後5時までを開放の時間帯とする。
- 2 第3条及び前項の規定にかかわらず、東板橋公園運動場を遊び場として開放するのは次の各号に掲げる日に応じ、それぞれ当該各号に定める時間帯とする。
 - (1) 水曜日及び金曜日（休業日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。） 午後3時から午後5時まで（11月から2月までの間は午後3時から午後4時まで）の時間帯
 - (2) 前号に掲げる日以外の日 第3条及び前項の規定を適用させた時間帯
- 3 第3条及び第1項の規定にかかわらず、赤塚体育館少年運動場を遊び場として開放す

るのは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる時間帯とする。

- (1) 午前 第3条及び第1項の規定を適用させた時間帯
- (2) 午後 利用日の属する月の2か月前の1日時点で利用申請のない、月曜日から金曜日までの午後1時から午後5時まで（11月から2月までの間は午後4時まで）の時間帯（土曜日及び日曜日においては、前号のとおりとする。）

（使用料）

第6条 条例別表第5の規定にかかわらず、対象施設を遊び場として開放する場合は使用料を徴収しないものとする。

（開放の禁止事項）

第7条 施設管理者及び管理人の指示のもとに子どもの遊び場として開放する場合は、次に掲げる事項を禁止する。

- (1) 多人数で野球、サッカー等を行うこと。
- (2) 他の利用者の迷惑になること。
- (3) 危険と思われること。
- (4) グラウンド等に損傷を与える恐れのあること。
- (5) 犬等の動物を入れること。
- (6) 管理上支障のあること。
- (7) その他、条例、東京都板橋区立体育施設条例施行規則（平成20年板橋区規則第42号）及び東京都板橋区立公園条例（昭和36年板橋区条例第12号）に定める禁止事項

（周知方法）

第8条 板橋区は、利用者及び地域住民への周知を図るため、施設入口等に開放の有無及び時間帯等を掲示する。

（委任）

第9条 この要綱に定めのあるもののほか必要な事項は、区民文化部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に野球場の遊び場開放に関する要綱（平成17年8月1日教育長決定）により行われた行為等は、この要綱により行われたものとみなす。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。